

第448回: 増えても減っても困る問題

大正 11 年作曲の「馬賊の歌」のイントロは「俺も行くから君も行け 狭い日本にや住み飽きた、海の彼方にや支那がある 支那にや四億の民が待つ」となっている。これ、中国に対して誠に失礼な内容で、中国の民草が日本を食い詰めた浪人の来訪を心待ちしていたわけではない。

当時日本の人口は 6 千万人弱であった。それから一世紀経ち、日本の人口は倍増したが、中国は 3 倍増を超える勢いで増え、これが中国の GDP 拡大の基礎となった…これまでは。

イギリスの経済学者ロバート・マルサスは、「人口論」の中で、「人口は等比級数的に伸びるが、食糧生産は等差級数的にしか伸びない」と論じている。

むかしの世界の経済水準では、食糧生産が伸びてもネズミのように増える人口が、あつという間に食糧の増産を打ち消して、一人当たりの食糧摂取量は逆に減少する結果となっていた。

食糧が減れば、その配分を巡って戦争や紛争が発生することになり、運よく戦争が発生しないとしても、住民の栄養状態が悪化すれば、ペストや天然痘等の疫病が猖獗し、人口は減少に向かう。

この「マルサスの罠」のなかで 3 千年近く苦しんできた人類ようやく突破口が開かれたのが 18 世紀以降の産業革命であり、この革命によって世界史に大分岐点を訪れ、以後の世界は飛躍的に豊かになる国と、相変わらず貧困に沈む国との二極分解の時代に突入する。

産業革命の少し前、世界の GDP の約 3 割を占める圧倒的超大国であった中国は、産業革命に乗り遅れたがゆえに、技術革新と生産拡大から取り残され、マルサスの罠から抜け出せない時代が長く続いたが、新中国になって、やっと人口を増やす余力が生まれた。

そして中国の人口は爆発する。約 4 億人だった戦前の人口が、建国の 1949 年で 5.4 億人、それが 70 年には 8 億人、80 年には 10 億人を超え、いまは 13.8 億人(2016 年)。

人口増は良いが、激増は問題であると警鐘を鳴らした炯眼の士は中国にもいた。中国のマルサスといわれた経済学者の馬寅初だ。彼は 1957 年、社会主義国家においても人口増加は生産力発展の妨げとなると主張し、人口抑制を理論化した。彼は論文で啓蒙活動や避妊、晩婚等の処方箋まで用意している。

しかし彼の主張は毛沢東主席により否定されてしまう。主席は「要は食糧生産が人口増を上回ればよいのだ。人間にはモノを食べる口は一つしかないが、食糧を生産する手は二本あるではないか」と無茶苦茶な屁理屈で大学者を左遷してしまう。毛沢東の経済に対する知的水準はこの程度だったのである。

人口急増に危機感を抱いた中国は、毛沢東が亡くなり、改革開放の時代に入ると、ようやく重い腰を上げ、一人っ子政策や産児制限を始めたが、人口増加が一旦爆発すると誰にも止められない。

このままだと中国発の世界的な食糧危機が到来するのではと思われた中国の人口だが、中国の奇跡の高度成長が続くなか、21 世紀に入ると出生率は急激に下降し始めた。

2001 年時点の出生率は 1.34% まで下がり、2017 年に出生した新生児の数は 1723 万人で、出生率は 1.24%、

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

1/3

これは日本の 1.46%(2015 年)を下回る数値である。

中国も出生率の急低下に対処すべく、02 年に 2 人目の出産を許可する条件付き緩和策を実施、16 年からは全面的「二人っ子政策」に踏み切り、高齢化や若年労働者不足を解決しようと手は打っている。

この新政策により、年間出生数が最大 1 千万人程度増加すると中国政府は期待をかけていたが、17 年実績は 政府予測の「出生人口 2 千 万人」どころか、前年の 1786 万人を下回り、1723 万人にとどまる結果となり、出生率減少に対する歯止めは、まだ掛かっていないようだ。

これには様々な要因が挙げられる。生活水準が向上するなか、中国人は家族を増やすことよりも、ライフスタイルを充実させるため、自動車や住宅等耐久消費財や、ヘルスケア、国内外旅行、エンターテイメントなどに、より多くの資金を投入している側面が指摘されよう。

ネガティブな要因としては、貧富の格差が極端に広がり、「1%の人口が、全国 1/3 の財産を占めている」とも云われる中国において、相続税や累進課税といった所得再分配機能のない状況で、第 2 子を産もうとする意欲も余裕もない家庭が増えていることも間違いないだろう。

これまで中国が高度成長を続けてきたのは労働、資本、技術進歩と云う生産要素が全てプラスに働いてきたからである。ところが高度成長を支えてきた農村部の余剰労働力が枯渇し、ルイスの転換点を通じてしまったことから、中国の高度成長は明らかな曲がり角に差し掛かっている。

中国の「生産年齢人口(16~59 歳)」は 2011 年の 9.3 億人をピークに、毎年数百万人規模で減少し始めており、しかも「総人口」も近い内にピークアウトする見込みとなっており、中国にとってダブルパンチの人口減が始まりつつある。

日本の高度成長は 1970 年代に終焉を迎えたが、生産年齢人口は 1995 年まで伸び、総人口も 2008 年がピークであったことと比べると、中国の方が日本より遥かに人口問題は深刻であることがわかる

中国はまだまだ貧しい国であり、これからも先進国を凌駕する成長が必要だ。そのような状況において、人口減は労働人口だけでなく、投資の財源となる貯蓄の減少ももたらす。

いま中国経済の重要課題は、労働集約産業から、IT や AI を駆使した知識集約産業への構造転換と云われているが、GDP の規模を規定する人口問題は更に大きな課題ではないだろうか。(了)

文中の見解は全て筆者の個人的意見である。

平成30年4月17日

筆者プロフィール

杉野光男

東洋証券株式会社 主席エコノミスト

一橋大学商学部卒、三菱信託銀行(現三菱 UFJ 信託銀行)入社、上海華東師範大学へ留学

同行北京駐在員、上海駐在員事務所長、理事中国担当部長を経て、2007年より現職

著書 日本^の常識は中国^の非常識(時事通信社)、中国ビジネス笑劇場(光文社)等

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

2/3



ご投資にあたっての注意事項

手数料等およびリスクについて

① 株式の手数料等およびリスクについて

- ・ 国内株式の売買取引には、約定代金に対して最大 1.2420% (税込み)、最低 3,240 円 (税込み) (売却約定代金が 3,240 円未満の場合、約定代金相当額) の手数料をいただきます。国内株式を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。国内株式は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。
- ・ 外国株式等の売買取引には、売買金額 (現地における約定代金) に現地委託手数料と税金等を買の場合には加え、売りの場合には差し引いた額) に対して最大 0.8640% (税込み) の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。外国株式は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

② 債券の手数料等およびリスクについて

- ・ 非上場債券を募集・売出し等により取得いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、元本の損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動等により価格が上下するほか、カントリーリスク及び為替相場の変動等により元本の損失が生じるおそれがあります。また、倒産等、発行会社の財務状態の悪化により元本の損失を生じるおそれがあります。

③ 投資信託の手数料等およびリスクについて

- ・ 投資信託のお取引にあたっては、申込 (一部の投資信託は換金) 手数料をいただきます。投資信託の保有期間中に間接的に信託報酬をご負担いただきます。また、換金時に信託財産留保金を直接ご負担いただく場合があります。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なるため、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該金融商品市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価格が変動し、元本の損失が生じるおそれがあります。

④ 株価指数先物・株価指数オプション取引の手数料等およびリスクについて

- ・ 株価指数先物取引には、約定代金に対し最大 0.0864% (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。
- ・ 株価指数オプション取引には、約定代金、または権利行使で発生する金額に対し最大 4.320% (税込み)、最低 2,700 円 (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。株価指数先物・株価指数オプション取引は、対象とする株価指数の変動により、委託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をよくお読みください。

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

3/3



東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第 121 号
日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会 加入
本社所在地 〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1 TEL03-5117-1040